

法律相談

弁護士

原田 弘 先生

肩書のない署名 ——この場合にも保証人の責任がありますか——

Q
質問

私は知り合いの
Aさんに頼まれ、A
さんとBさんとの
間の金銭消費貸借
契約に、債務者Aの署名の後ろ
に肩書きのない書名をしました。
私はAさんから証人となる事
を頼まれて署名したのであり、
保証人となるつもりは全くあり
ません。またAさんとそれほど
親しいわけではありません。
Bさんから保証人としての責
任を問われることがあるでしょ
うか。

A
回答

貴方はAさんか
ら証人となること
を依頼されただけ
であって、保証人と
なる意思もなく署名したと言う
ことです。が、保証契約が成立す
るのは、保証意思のもとに署名す
る必要があります。保証意思で
なく、別の意思で署名するので
あれば、署名人としての立場を
明確にしておく必要があります。
古い判例ではあります、「証
人」の肩書きのもとに署名した
場合について、保証責任を認めた
ものもありますから注意を要し
ます。貴方のように金銭消費貸
借契約書に債務者であるAさん
の後ろに肩書きもなく署名した
ら保証人としての責任があると

訴えられることもあります。
こうした場合に、「金銭の貸借
を証する書面に氏名を記載し、
押印する行為は、その貸借につ
いて何らかの責任を負う意思を
表示したと解される場合もあ
ります。」とした上で、①被告
はAのために連帯保証をしなけ
ればならないほどAから利益を
受けていないこと、②原告とも、
連帯保証をしなければならない
ほどの親しい関係にないこと、③
金銭の貸借の経験もないこと、
から見て、Aから「原告から金員
を借用するについて証人になつ
て欲しい」と告げられ、Aの原告
に対する債務について責任を負
うという意思是全くなく署名
押印したという被告の主張を
認めた判例(東京地裁昭和58年
9月5日判決)があります。

貴方のように、単なる署名の
みで必ず責任を問われることは
多くはないでしょうが、保証人と
しての責任を問われた場合に、
保証意思で署名したものではな
いと言うためには、①Aさんとの
人的な関係、②署名をするに至
った具体的な事情、③AさんBさ
んや貴方の職業や地位、④過去
にAさんBさんのために保証し
たかどうかなどからみて、保証意
思で署名したとするのは不自然
である等の反証をあげる必要が
あるでしょう。